

一般社団法人よりそいネットワークぎふ
理事の職務権限規程

平成 29 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人よりそいネットワークぎふ（以下「本法人」という。）の定款第 2 3 条に基づき、理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及び本法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第 3 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第 4 条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

(業務執行理事)

第 5 条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

(細則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 7 条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附則

この規則は、平成 29 年年 4 月 1 日から施行する。